

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約（単独型）に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いします。

2013年5月29日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成25・26・27年度全庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）

平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。

なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

（2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）

ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票で可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a. 当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b. 過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c. 被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d. 現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

（3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

## 【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

### 【3．プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

### 【4．情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（[http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)）

#### （1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、

助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### （2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

#### （3）当機構の役員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

#### （4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

### 【5．プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

### 【6．業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

### 【7．その他】

（1）登録制度は廃止いたしました。当機構にて行っております契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしておりますので、ご対応の程よろしくお願い致します。

詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそろわない場合には、プレゼンテーションを実施いただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（4）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規制引航空運賃の利用について／通知（PR）第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規制引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をしていますので、支給の対象とはなりません。

（5）先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

番号： 2 国名：ベトナム 担当：ベトナム事務所  
案件名：工業化戦略アドバイザー（工業化戦略）

1 今回契約予定のコンサルタント  
工業化戦略 3号

2 契約予定期間： 全体 2013年6月下旬から2014年3月下旬まで  
準備期間 第1次派遣 第1次国内 第2次派遣 第2次国内 第3次派遣 第3次国内 第4次派遣 整理期間  
2 84 2 69 2 14 2 14 2

M/M

6.53（国内：0.50M/M、現地：6.03M/M）

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所

簡易プロポーザル：正1部写4部

見積書：正1部写1部

提出期限：6月12日(12時まで)

提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針

ア 業務方針の的確性 6  
イ 業務方法の整合性、現実性等 12  
ウ 当該業務実施上のバックアップ体制 2

(2) 業務従事者の経験能力等

ア 担当事項：工業化戦略  
ア 類似業務の経験 28  
イ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 8  
ウ 語学力 16  
エ その他 学位、資格等 12  
オ 業務従事者によるプレゼンテーション 16

(計100点)

5 記載時留意事項

語学の種類：英語(語学は認定書(写)を添付してください。)

対象国/地域：ベトナム/全途上国

類似業務：工業分野、特に産業政策の策定支援に係る各種業務

6 条件

補強は認めない。

参加資格のない社等：特になし。

7 業務の背景と目的

ベトナムは2020年までに工業国化を達成することを共産党及び政府の目標として決定し、2011年～2020年の国家開発戦略及び2011年～2015年の国家開発計画においても共通の目標として掲げている。しかし、ベトナムの現状を顧みると多くの課題が山積しており、その目標達成が危ぶまれている。

ベトナムの現在の主要生産物は低付加価値産品が中心となっている。2010年輸出額ベースで、輸出総額の約50%を縫製品、履物類、水産品、原油、木材・木製品、米、宝石・貴金属、ゴム・ゴム製品といった軽工業品や一次産品が占めている。他方、電子機器・PC、機械設備・部品を併せても全体の約9%を占めるのみであり、機械設備・部品、自動車・自動車部品、鉄鋼、プラスチック、布地、縫製・履物等原料等素材や部品の多くは輸入に頼っている(2010年輸入額ベースで輸入総額の約41%を占める)。また、タイ(自動車、自動車部品)、台湾(半導体)、中国(家電・情報通信機器)、インド(IT・ソフトウェア)等、その国の経済を長期にわたって牽引するような産業が存在するアジアにおいて一定の工業化を成し遂げた国々では、

アッセンブラー等の外資企業の誘致、

それら外資企業に供給する裾野産業を海外から誘致あるいは国内で保護及び育成、

技術移転及び取引を通じた学習による国内企業の実力強化、

というような順序で、独自の比較優位を有する高度な産業を確立していった。ベトナムには現在に至るまでそのような産業及びそのような産業を確立するための試みが認められない。

ベトナムにおける現在の産業育成政策は総花的であり具体的かつ強力な支援策を伴っていない。2011年決定12号において裾野産業振興策が定められ、機械製造、電子・通信情報、自動車部品組立、紡績・縫製、皮革・履物産業、八

イテック分野を優先産業とし、その育成が掲げられている。しかし、支援策については既存の産業振興策を羅列するにとどまっており、その適用プロセスも不明瞭でその効果については限定的なものに留まることが予想される。

また、多くの地方省に「経済特区」が存在し、優遇策も明確に示されているが、なぜその地域でその産業なのかについての根拠が示されていないため、省毎の投資誘致の「ウィッシュリスト」としての機能は果たしているが、それぞれの試みが重複している場合があり、全国的に見た場合、効率的かつ効果的な公共投資が行われていない。なぜこの地域にこの産業を発展させることが望まれるのかといったベトナムの全国的な視野に立ち地方の比較優位を踏まえた発展の道筋が明らかにされれば、より効果的に公共投資、産業誘致、産業育成がなされるものと思われる。

2015年には中国、2018年にはアセアン域内の関税が原則撤廃された場合には、ベトナムに十分な生産能力が伴っていないと、多くの最終製品が今以上に輸入されることが予想され、ベトナムが工業化を達成しうる可能性は極めて低くなるのが危惧される。ベトナム政府への産業政策に関する提案は、日本からの提案はもちろん国内の有識者からも多数存在する。しかしながら、それらは何らかの理由により政策決定に結びついていない。国有企業が依然として歳入や雇用の面で重要な役割を果たしているため、優先産業に優遇措置を講じる産業政策は、それら企業にとって不利な環境の創出につながると考えられている、2007年のWTO加盟以降、すべての産業政策は国際社会に受け入れられにくいとの理解が広がっている、地方分権の進んでいるベトナムでは中央の定める産業政策が有効に機能すると考えられていない等、様々な理由が考えられるが明らかではない。

2012年秋頃、在ベトナム国日本大使館と首相府の間で、工業化戦略を策定すること、日本政府がその支援をおこなうことで合意に至った。ベトナム側は、ハイ副首相をヘッドとする閣僚メンバーからなる指導委員会、各省庁局長級からなる作業部会を設立し工業化戦略及び行動計画の実施体制を整備した。2012年11月～2013年3月にかけて、JICAは工業化戦略のための情報収集確認調査を実施し、工業化戦略の骨子と、農業機械、食品加工、電子、自動車、造船、環境・省エネからなる戦略産業の選定、それらの行動計画案の検討を支援し、作業部会に提言、工業化戦略の骨子については2013年3月（2013年4月現在で未了）、戦略産業の行動計画は2013年9月に首相承認を得る予定である。なお、戦略産業の～についてはこれまで日本側主導で策定を支援し、概ね作業が終わっているが、最終化に向けて、計画投資省、農業省、商工省、情報通信省、財政省等との確認調整が残っている。～についてはベトナム側主導で検討する産業としており、これまで自動車はハイ副首相の指導のもと商工省、造船は計画投資省と交通省、環境・省エネは計画投資省と商工省が中心になって検討を進めており、日本側からは、在ベトナム日系企業も作業部会に参加して議論を進めている。造船は国営企業のビナシンの債務問題の解決の方向性が決まるまで検討を見合わせる方向で整理されている。

本支援では、

工業化戦略及び行動計画の実施に必要な更なる情報の収集や分析結果の日越作業部会への情報提供

工業部会で導かれた結論の行動計画への反映

を通じ、工業化戦略及び行動計画の作成を支援し、同戦略及び文書が首相承認を受けた後、行動計画の実施促進のための我が国からの協力の検討、案件の形成支援を行う。なお、工業化戦略及び行動計画は、戦略産業における日本からの投資家の更なる誘致や日系企業による新規事業や事業拡大等を促進する政策が含まれることになるため、工業化戦略及び行動計画の最終化及びそれら実施に向けた支援を行う当該専門家の活動は、円借款で整備されているハイフォン市のラックフェン国際港やバリアブントウ省のカイメップチーパイ国際港の利活用及び開発効果増大に貢献することが見込まれる。

## 8 業務の範囲及び内容

本コンサルタント専門家は、現在検討されている戦略産業及び行動計画がそれぞれ2013年9月末頃を目途に首相承認を得て、関係省庁で決定文書の発出、そのための他省庁との調整等を含む実施の段階に移れる環境が整うよう、追加情報の収集や分析結果の日越作業部会への情報提供、作業部会の事務局、ベトナム政府と日本側関係者の調整、我が国からの協力の検討（技術協力、資金協力）等を行うことを目的とする。このことにより、戦略産業（農業機械、食品加工、電子、自動車、造船、環境・省エネ）の行動計画案、将来の協力案件（資金協力、技術協力）の検討及び提言を行う。

なお、技術協力については「工業化戦略実施支援プロジェクト（仮称）」、資金協力については「戦略産業の行動計画に関する工業化支援プログラムローン（仮称）」（2014年度開始予定）を想定する。具体的な担当事項は以下の通り。

[工業化戦略]

### (1) 国内準備期間（2013年6月下旬）

- ア 既存資料の分析、情報収集を通じて、本業務内容及び「ベ」国における当該分野の情報を把握する。
- イ 現地派遣中の業務実施計画書（和文・英文）を作成し、JICA本部（東南アジア大洋州部東南アジア第三課、産業開発公共政策部産業貿易第一課）に提出し説明する。

### (2) 第1次派遣期間（2013年7月上旬～9月下旬）

- ア JICAベトナム事務所、大使館、計画投資省を中心とするC/P機関に業務実施計画書を提出し、業務の進め方について打合せを行う。
- イ 7月、8月、9月に開催される作業部会への準備を大使館、JICAベトナム事務所、計画投資省中央経済管理研究所と協調して行う。具体的には、前回の作業部会までの議論を踏まえて必要な関係省庁とのフォローアップ協議、必要に応じJICA専門家の協力も得て追加情報の収集及び分析、資料の準備、日本側関係者での事前準備会合の開催と作業部会での論点整理、対処方針確認、計画投資省中央経済管理研究所と協調しての作業部会への準備を行う。
- ウ 作業部会では、ベトナム側と共同で行動計画の進捗報告、議論を行い、行動計画の完成度を高める。
- エ 9月は、首相承認のための行動計画の指導委員会及び首相府への提出が予定されているので、進捗が遅れている戦略産業の行動計画があれば、それらの補強に必要な情報収集、分析、提言等をベトナム側関係機関と

- 協力して行い、行動計画に反映する。
- オ (ベトナム側オーナーシップにより作成されるものを支援する形での成果として)工業化戦略の実施を支援する「工業化戦略実施支援プロジェクト(仮称)」の企画書(案)を検討及び提案する。
- カ この段階の行動計画に基づき、ポリシーアクションのマトリックスを作成し、工業化戦略の実施を支援するための資金協力の内容を検討する。その際、JICAベトナム事務所と緊密に連携して、過去の一般財政支援等の教訓を踏まえて、行動計画が担当省庁により推進されるようなメカニズム、資金協力の枠組みを検討し、戦略産業のポリシーアクションに関する「工業化支援プログラムローン(仮称)」の企画書(案)として取りまとめ、提出する。
- (3) 第1次国内作業期間(2013年9月下旬)
- ア JICA本部(東南アジア大洋州部東南アジア第三課、産業開発公共政策部産業貿易第一課)に進捗を報告する。特に、「工業化戦略実施支援プロジェクト(仮称)」の企画書(案)、「工業化支援プログラムローン(仮称)」の企画書(案)については、必要に応じてテレビ会議等でJICAベトナム事務所とつなぎ、関係者で共有する。
- イ 次回派遣に向けた準備を行う。
- (4) 第2派遣期間(2013年10月中旬~12月下旬)
- ア 10月、11月、12月に開催される作業部会への準備を行う(上記「(2)イ」と同様)。
- イ 10月の作業部会では、9月に提出された行動計画に対し、指導委員会及び首相府からのコメントや再検討の指示があった場合、ベトナム側と協調してそれらへの対処を行い、行動計画の最終化を行う。
- ウ 検討が先行する一部の戦略産業(農業機械、食品加工等が想定される)では行動計画を実施段階に移行することが想定される。最終化及び首相承認を得た戦略産業の行動計画については、順次、日本側関係者と協調しつつ、行動計画の実施に必要な担当省庁における決定文書へのインプットを行う。また、可能であれば進捗中のJICAプロジェクト内で対応するよう、JICAベトナム事務所と緊密に連携して具体的な支援策を検討する。必要に応じ、新たな技術協力の検討及び提案を行う。
- (5) 第2次国内作業期間(2014年1月上旬)
- ア JICA本部(東南アジア大洋州部東南アジア第三課、産業開発公共政策部産業貿易第一課)に進捗を報告する。
- イ 検討が先行する一部の戦略産業(農業機械、食品加工等が想定される)に関し、補足的に日系企業の行動計画への参加確認のためのヒアリングを行う。
- (6) 第3次派遣期間(2014年1月中旬~1月下旬)
- ア 2014年1月に開催される作業部会への準備を行う(上記「(2)イ」と同様)。
- イ 上記「(4)ウ」で検討された以外の戦略産業(電子、環境・省エネ、自動車、造船等が想定される)の行動計画を実施段階に移行するために必要な担当省庁における決定文書へのインプットを行う。また、可能であれば進捗中のJICAプロジェクト内で対応するよう、JICAベトナム事務所と緊密に連携して具体的な支援策を検討する。必要に応じ、新たな技術協力の検討及び提案を行う。
- (7) 第3次国内作業期間(2014年2月上旬)
- ア JICA本部(東南アジア大洋州部東南アジア第三課、産業開発公共政策部産業貿易第一課)に進捗を報告する。
- イ 上記「(6)イ」で検討された戦略産業に関し、必要に応じ補足的に日系企業の行動計画への参加確認のためのヒアリングを行う。
- (8) 第4次派遣期間(2014年2月中旬~3月上旬)
- ア 2014年2月に開催される作業部会への準備を行う(上記「(2)イ」と同様)。
- イ これまでの議論を踏まえ各戦略産業の行動計画を一覧にしたマトリックスを作成するとともに「工業化支援プログラムローン(仮称)」の企画書(案)をアップデートしJICAベトナム事務所に提出する。
- ウ 予定されている「工業化戦略実施支援プロジェクト(仮称)」の専門家がスムーズに業務に着手できるよう、活動期間の収集資料や情報、日越関係者のコンタクトリストを取りまとめる。
- エ 現地業務完了に際し、C/P機関及びJICAベトナム事務所及び大使館に対し業務の成果や提案等を含む現地業務結果報告書(英文)を作成し、提出、説明する。
- (9) 帰国後整理期間(2014年3月中旬)
- 専門家業務完了報告書(和文・英文)を作成し、JICA本部(東南アジア大洋州部東南アジア第三課、産業開発公共政策部産業貿易第一課)への提出及び報告を行う。

## 9 成果品等

- (1) 業務実施計画書  
英文15部(C/P機関、JICA産業開発・公共政策部、JICAベトナム事務所、大使館)  
和文3部(JICA産業開発・公共政策部、JICAベトナム事務所、大使館)
- (2) 現地業務結果報告書  
英文15部(C/P機関、JICAベトナム事務所、大使館)
- (3) 専門家業務完了報告書  
英文3部(JICA産業開発・公共政策部に提出)  
和文3部(JICA産業開発・公共政策部に提出)
- (4) 戦略産業の行動計画マトリックス
- (5) 資金協力「工業化支援プログラムローン(仮称)」の企画書(案)
- (6) 技術協力「工業化戦略実施支援プロジェクト(仮称)」の企画書(案)

報告書にはその他作成した教材、診断事例、配布資料等を含むこと。  
なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、併せて電子データも提出すること。

#### 10 特記事項

##### (1) 業務実施上の留意点

- ・航空券・旅費（日当・宿泊費）は契約に含む。なお、積算可能な費用項目については  
[http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/index\\_201301.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/index_201301.html)  
プロポーザルの提出（見積書）を参照のこと。  
航空便経路：成田～ハノイ
- ・旧正月が2014年1月末から約1週間の予定。当該期間の前後1週間を含めて配置から外す計画とする。
- ・現地派遣期間は以下を想定する（変更の可能性あり）。  
第1次派遣：2013年7月7日～9月28日（84日間）  
第2次派遣：2013年10月13日～12月21日（69日間）  
第3次派遣：2014年1月12日～1月25日（14日間）  
第4次派遣：2014年2月16日～3月8日（14日間）
- ・円借款の案件形成を経験していることが望ましい。

##### (2) プロポーザル提案事項

業務の実施方針及び業務工程表をプロポーザルにて提案すること。

##### (3) 参考資料

本件に係る資料は、JICA産業開発・公共政策部 民間セクターグループ 産業・貿易第一課（03-5226-8057）にて閲覧できます。

##### (4) 必要予防接種 無

##### (5) その他

本件は、業務従事予定者によるプレゼンテーションを実施する予定です。

ア 実施時期：6月14日（金）（予定）（詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

イ 実施場所：独立行政法人国際協力機構内会議室

ウ 実施方法：

（ア） 一人当たり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分

（イ） プレゼンテーションは、業務従事予定者が業務実施方針、提案事項の説明を行う。

エ 出席者：業務従事予定者以外の出席を認めない。